

従業員様へ

年末調整チェックリスト

質問事項	確認欄	依頼事項	添付書類
当年中に扶養者はいますか？		扶養控除申告書に、扶養者の氏名を記入して下さい。	
配偶者の給与収入は103万円超201万6千円未満でしょうか？その他、年金等の収入はありますか？		配偶者控除申告書に、配偶者の氏名・収入金額を記入して下さい。	
生命保険・地震保険の支払いはありますか？		保険料控除申告書に証明書を添付して下さい。	・生命保険料控除証明書(一般・介護・個人年金) ・地震保険料控除証明書
国民年金・国民年金基金の支払いはありますか？		保険料控除申告書に証明書を添付して下さい。	・国民年金保険料控除証明書 ・国民年金基金保険料控除証明書
その他の社会保険料の支払いはありますか？ ・国民健康保険 ・介護保険(公的年金からの天引きされていても可) ・後期高齢者医療保険(介護保険と同様)		保険料控除申告書に種類・支払先の名称・金額を記入して下さい。	
小規模企業共済掛金の支払いはありますか？		保険料控除申告書に証明書を添付して下さい。	・小規模企業共済掛金払込証明書
今年からここで働きはじめましたか？		本年中に前職のある方は、前職の源泉徴収票を入手して下さい。無い場合は、年末調整が出来ません。	・前職の源泉徴収票
住宅ローン控除がありますか？ (2年目以降の方に限られます。初めて控除を受ける場合は年末調整ではなく、確定申告が必要です。)		税務署から送られてきた住宅借入金特別控除申告書に必要事項を記入して下さい。	・住宅借入金特別控除申告書 ・年末借入金残高証明書
ご自身、または扶養者で障害者手帳をお持ちの方はいますか？		扶養控除申告書に記入して下さい。	・障害者手帳の等級、写真欄のコピー

お手数ですが、 月 日()までに、ご準備下さい。

年末調整の各提出書類について

下記の書類①②③を記入し、必要書類をクリップ留めして提出して下さい。

- ① 当年分 扶養控除申告書(右上に扶 ①記載された用紙)"
- ② 当年分 保険料控除証明書(右上に保 ②記載された用紙)"
- ③ 当年分 配偶者控除等申告書(右上に配 ③記載された用紙)"

平成30年からの改正点

配偶者控除・配偶者特別控除の適用

**平成30年より、あなたの合計所得金額が1,000万円超(給与所得だけの場合、給与の収入金額が1,220万円超)の場合、配偶者控除及び配偶者特別控除は適用出来ません。
配偶者特別控除対象者の所得金額が76万円から123万円に改正されました。**

間違えやすい点

- ・「非居住者である親族」は、国外に住所がある方が対象です。
- ・所得の見積額の欄に収入金額を記入している方がいます。
所得とは、収入金額から必要経費を差し引いた金額のことです。収入の種類によって、必要経費の金額は異なります。
- ・控除対象扶養者の欄に、所得金額38万円以上の扶養者を記入している場合があります。
扶養控除は、扶養者の所得が38万円未満の方が対象の為、注意が必要です。
- ・所得の見積額の欄に金額の記入がない方がいます。所得が無い場合には所得の見積額の欄に「0」を記入して下さい。
- ・配偶者特別控除の申告漏れにご注意ください。配偶者の所得が38万円を超えていても、123万円以下であれば控除出来る場合があります。
- ・遺族年金や失業給付金は収入金額に含みませんので、計算からは除いてください。
- ・平成16年1月2日以後生まれの方(16歳未満)を控除対象扶養者の欄に記入している方がいます。
年少扶養親族に該当しますので、下部の住民税に関する事項の欄に記入してください。
- ・国民健康保険の支払金額を**当年度**の保険料通知書の合計金額で記入している方がいます。
当年1、2月が納付期限の金額は、**前年度**の通知書に記載されています。
実際に**当年中**に支払った金額を記入してください。
- ・介護保険、後期高齢者医療保険の金額が分からない場合は、最寄りの市町村で確認することも出来ます。